

基安発0517第2号  
平成23年5月17日

福島県知事  
茨城県知事  
栃木県知事

殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長

「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」等について

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について、平成23年5月12日に、別添のとおり原子力災害対策本部の文書が示されたところです。

この考え方を踏まえて、下水処理副次産物の取扱い業務を労働者に実施させる場合の電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）の適用等について、下記のとおりとすることといたしましたので、了知いただくとともに、貴管内市町村にも周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 下水処理場において、下水汚泥等が電離則第2条第2項の定義に該当する放射性物質に該当する場合又は下水汚泥等の近傍における外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量が電離則第3条第1項に定める基準（3月につき1.3ミリシーベルト（1時間につき2.5マイクロシーベルト））を超えるおそれがある場合には、電離則の関連規定を遵守する必要があること。  
なお、放射性物質に該当する下水汚泥等をセメント原料、路盤材等として受け入れる事業場においても、電離則の適用の可能性のあることに留意すること。
- 2 放射性廃棄物に該当する下水処理場からの汚泥等を運送又は受入れる事業場が適切に被ばく管理等を行うためには、搬出される下水汚泥等の有害性情

報を運送又は受入れる事業者に適切に伝達されることが必要であること。このため、下水処理場等放射性物質に該当する下水汚泥がある下水処理場は、放射性物質に該当する下水汚泥等を搬出する際に、搬出される下水汚泥等の放射性核種の種類、数量、濃度等について、運送又は受入れる事業者に対し、文書により通知する必要があること。